平成２２年（フ）第３５９７号
大阪市西成区花園南１丁目７番16号
破産者　株式会社大浦工務店
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１０号
大阪市北区堂島浜２丁目１番13号
破産者　有限会社エンゼル・パートナーズ
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１０号
大阪府枚方市町楠葉１丁目３番18号尚山ビル301
破産者　株式会社シービーエル
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８６号
大阪府東大阪市今米２丁目７番８号
破産者　株式会社創研エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８８１号
大阪市北区中崎３丁目１番12号
破産者　有限会社ケイシン
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２４号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号　大阪府中央卸売市場674号
破産者　有限会社まるよし
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２７号
大阪市福島区玉川４丁目13番11号
破産者　株式会社アリスト
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６７号
大阪市北区大淀南３丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府阪南市下出265番地の４
破産者　有限会社メイ・フードパック
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６８号
大阪市北区大淀南３丁目２番10号
破産者　株式会社オーエムフードシステム
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９４号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５―16―14、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市桃山台３丁目11番２―102号
破産者　有限会社漆尾工務店
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８号
大阪市西区京町堀１丁目４番６号
破産者　株式会社唐辛子
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９号
大阪市中央区本町橋２番15号
破産者　有限会社ザ宴マルシン
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２号
大阪府寝屋川市下神田町20番10号
破産者　ホームネット株式会社
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１号
大阪市西淀川区福町２丁目３―15
破産者　株式会社オーケー
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７号
徳島県吉野川市山川町中須賀38番地１
破産者　有限会社ミヤジマ
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３３号
徳島県阿波市吉野町西条字藤原195番地
破産者　有限会社吉野自然野菜村
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２１９号
札幌市白石区中央２条５丁目８番26号
破産者　有限会社あいざわ
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６号
千葉県印西市松崎232番地
破産者　長谷川喜代子
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７１３８号
東京都三鷹市上連雀４丁目13―12―102
破産者　黒崎　祐一
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７６号
東京都狛江市東和泉１丁目25番７―103号、申立時の住所東京都三鷹市中原２丁目25番８号三鷹グリーンヒルズ104
破産者　樋口　和也
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５３９号
横浜市西区戸部町２丁目22番地
破産者　株式会社コバヤシコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６０号
横浜市南区庚台100番地９
破産者　有限会社はなむら
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部